

(14) 公益社団法人土木学会 公的研究費不正防止計画

公益社団法人土木学会において、公的研究費の適正な利用を徹底するため、平成19年2月15日文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）において要請されている「不正防止計画」を策定し、以下の内容について、完全遂行できる措置を講じていくものである。

1. 機関内の責任体系の明確化

想定される問題点	不正発生要因の補足説明	計画および実施状況
責任体系が不明瞭である。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事異動に伴い後任者への引継ぎが不十分となり、後任者に責任体系に関する認識が不足する。 ・ 責任範囲が曖昧である。 	前任者から後任者へ関係書類に基づき引継ぎを行い、適切な職務分掌を定める。
		Webを活用して公的研究費の取扱いに係る規則等を公開し、周知を図る。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境整備

想定される問題点	不正発生要因の補足説明	計画および実施状況
当該研究事業本来の意義やルールを知らない職員が多い。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究事業は担当事務職員のみへの責任職域と限定した認識が強い。 ・ 研究当事者の理解が足りないため見過ごされる。 	公的研究費の適切な管理運営につき、倫理・行動規範を周知させるため説明会等を通し啓発する。
		公的研究費の執行にあたり、研究者および事務局職員に使用ルールを遵守する旨の誓約書を提出させ徹底する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定

想定される問題点	不正発生要因の補足説明	計画および実施状況
不正発生要因の理解とそれを防ぐための方策の策定に努めていない。	不正要因が不明なのか、見過ごしているのか。	不正防止計画推進部署において不正発生要因について検討する。
		上記部署において当該要因を検討し、担当課の日常的な取組みのみでなく、内部監査の結果も参考とする。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

想定される問題点	不正発生意因の補足説明	計画および実施状況
当該研究事業本来の意義とルールを知らない職員が多い。	研究事業は担当事務職員のみでの責任職域と限定した認識が強い。	研究実施前の段階において支出時・購入時には、その都度必ず具体的な目的、品目などを記載し稟議を立て、他課も稟議書回付の一員とする。 公的研究費の適切な管理運営につき、倫理・行動規範を周知させるため説明会等を通し啓発する。 公的研究費の執行にあたり、研究者および事務局職員に使用ルールを遵守する旨の誓約書を提出させ徹底する。
【旅費】 研究作業・会議出席に係る研究者および所属長の承諾が確認し難い。	1枚の書面から、出張の目的、研究者名、日程、規程に基づいた旅費支給額について本人の了解と同時に、これらについて所属長の許可を得たことを一目瞭然に判りづらい。	研究者本人への出張依頼書兼所属長による出張命令書（兼許可書）をA4用紙1枚内で処理できるフォーマットを採用し、用務・出張日程・旅費支給額を併せて明示することで一瞥性、透明性を確保する。
【消耗品費】 納品書・請求書の記載内容が不明瞭である。	複数の消耗品を購入した場合、内訳が判らない場合がある。	一括の領収書ではなくレシートで、もしくは細目が判る領収書または内訳を添付する。
【備品】 研究によっては高額な備品が必要となる場合がある。	1台数十万円もするPC等の備品と付随する高価な消耗品等の必要性が不明確である。	十万元以上の備品購入の場合は備品台帳に登録するとともに、該当シールを貼付し、適正な管理を行う。
【研究活動】 研究内容における不正行為	・ねつ造・改ざん ・盗用・証拠隠滅他	研究自体の根幹に関わる問題であり、データ処理については2人以上の研究者および事務局が関わることをとする。

5. 情報伝達を確保する体制の確立

想定される問題点	不正発生意因の補足説明	計画および実施状況
当事者の研究者・事務職員には公的研究費の趣旨に対する認識があるが、その他の者は低い傾向が見受けられ、責任者へ伝わりにくい。そのことにより判断が曖昧となる。	関係者すべての公的研究費を使った研究の意義、適正使用の取組みの認識が低いこと不正の要因になる可能性が大きい。	倫理・行動規範の周知推進のためWeb上で公開し徹底する。 公的研究費の適切な管理運営につき、倫理・行動規範を周知させるため説明会等を通し啓発する。

		通報窓口の利用を推進するよう Web 上で告知する。
--	--	----------------------------

6. モニタリングのあり方

想定される問題点	不正発生要因の補足説明	計画および実施状況
日常的なチェック体制や内部監査が機能しない。	行動規範の誤認識がある。	モニタリング（見える化）と定期的な監査を計画し、実施する。
		公的研究費の適切な管理運営につき、倫理・行動規範を周知させるため説明会等を通し啓発する。

7. 公益通報者保護制度の確立

想定される問題点	不正発生要因の補足説明	計画および実施状況
不正を知っていても通報・告発しない。	通報することにより減給や解雇などの不利益を被ることを懸念する。	取引事業者または学会内部からの通報または告発により、当該通報者等の不利益取り扱いを禁じた公益通報者保護法に則った制度があることを広く認識できるよう啓発する。
		公的研究費の適切な管理運営につき、倫理・行動規範を周知させる。